ため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.029

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035

S_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.028

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035

S_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.028

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

S_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

T_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{21}＝0.056

V_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

W_{22}＝0.056

X_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度及び平成22年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成21年度及び平成22年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21}＝0.030

Y_{22}＝0.030

Z_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た公共

ため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.029

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.036

S_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.029

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.036

S_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

S_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

T_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{21}＝0.057

V_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

W_{22}＝0.057

X_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度及び平成22年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成21年度及び平成22年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21}＝0.030

Y_{22}＝0.030

Z_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た公共